

2012年3月30日

## 三井住友海上プライマリー生命 通貨選択型個人年金保険に『外貨入金特約』を追加し、2012年4月2日より販売開始します。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:樋口 幸男)は、2012年4月2日より「通貨選択型個人年金保険」に『外貨入金特約』を新たに追加して販売開始いたします。

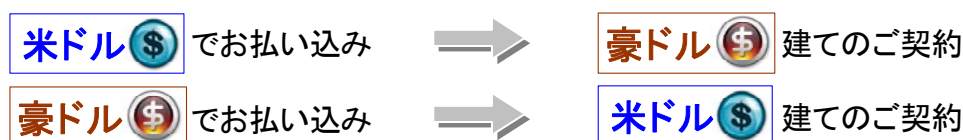


### 外貨入金特約とは・・・

契約通貨と異なる外貨(払込通貨)で受領した保険料を、当社が受領する日における所定の為替レート<sup>(※1)</sup>(為替クロスレート<sup>(※2)</sup>)を用いて契約通貨に換算し、一時払保険料として受領する特約のことであります。

この特約のご利用により、米ドルをお持ちのお客さまが豪ドル建てのご契約をお申し込み、あるいは豪ドルをお持ちのお客さまが米ドル建てのご契約をお申し込みすることが可能となります。

#### [ 外貨入金特約のイメージ ]



\*1 所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、受領する日における対顧客電信売相場(TTS)を上回ることはありません。受領する日において、当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信売相場(TTS)の公示の変更を行った場合には、その日の最初の公示値とします。

\*2 為替クロスレートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、受領する日における契約通貨の対顧客電信売相場(TTS)を払込通貨の対顧客電信買相場(TTB)で除した値を上回ることはありません。受領する日において、当社が指標として指定する金融機関が契約通貨の対顧客電信売相場(TTS)、払込通貨の対顧客電信買相場(TTB)の公示の変更を行った場合には、その日の最初の公示値とします。

※ 「通貨選択型個人年金保険」において、一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円貨で受け取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、円貨で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)	TTM+50銭
外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)
円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)	TTM-50銭

※ 取扱金融機関によっては、この特約をお取り扱いしないことがあります。

## 取扱金融機関一覧

(五十音順)

### ATHENA II 通貨選択型個人年金保険

#### ■ア行

秋田銀行	阿波銀行	SMBC日興証券
愛媛銀行	岡崎信用金庫	沖縄銀行
遠賀信用金庫		

#### ■カ行

鹿児島銀行	関西アーバン銀行	岐阜信用金庫
紀陽銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫
きらやか銀行	桐生信用金庫	熊本ファミリー銀行
呉信用金庫	群馬銀行	京葉銀行

#### ■サ行、タ行

佐賀銀行	静岡中央銀行	七十七銀行
しまなみ信用金庫	親和銀行	
スタンダードチャータード銀行		大東銀行
但馬銀行	千葉興業銀行	中国銀行
筑波銀行	東京都民銀行	東北銀行
栃木銀行		

#### ■ナ行、ハ行

名古屋銀行	南都銀行	百十四銀行
ひろぎんウツミ屋証券	福井信用金庫	福岡銀行
福岡中央銀行	福邦銀行	豊和銀行
北陸銀行	北國銀行	

#### ■マ行、ヤ行、ラ行

三重銀行	みなと銀行	横浜銀行
琉球銀行		

(五十音順)

### MONTAGNE II 通貨選択型個人年金保険

#### ■ア行、カ行

あおぞら銀行	足利銀行	岩手銀行
高知銀行		

#### ■サ行、タ行

シティバンク銀行	島根銀行	十六銀行
東海東京証券	東京スター銀行	東邦銀行
東和銀行	徳島銀行	トマト銀行

#### ■ナ行、ハ行

長崎銀行	西日本シティ銀行	浜銀TT証券
肥後銀行	広島信用金庫	北洋銀行

#### ■マ行、ヤ行

武蔵野銀行	山形銀行
-------	------

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、今後もMS&ADインシュアランスグループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズにお応えできる商品・サービスを継続的に提供し、今後も順次、提携金融機関の拡大を図ってまいります。

## 商品の特長とイメージ図

### えらぶ

契約通貨と積立期間をご選択いただけます。

- えらべる【通貨】
 

米ドル	豪ドル	ユーロ
アテナⅡ		
モニターニュⅡ		円
- えらべる【期間】
 

3年	5年	7年	10年
----	----	----	-----

※一時払保険料は、円貨でも入金することが出来ます。(円入金特約)  
また契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でも入金することができます。(外貨入金特約)  
※モニターニュⅡで契約通貨が円貨の場合は、積立期間10年のみです。

### ふやす

固定利率・複利効果でふやせます。

- 固定利率で【ふやせます】  
積立期間中の利率は固定されていますので、積立期間満了時には契約通貨での年金原資が確定します。
- 複利効果で【ふやせます】  
積立期間中はご契約された時の予定利率で、複利運用されます。税の繰延べ効果で複利効果が高まります。

### しらせる

毎営業日チェックしてお知らせします。

- 円貨目標達成お知らせサービス  
解約払戻金の円換算額が目標額以上となった場合、郵送でお知らせします。
- 目標値を設定いただけます。  
110%・120%・130%・140%・150%

### 円貨目標達成お知らせサービス

契約日から1年経過以後、解約払戻金の円換算額を三井住友海上プライマリー生命が毎営業日チェックします。目標額以上になった場合、翌営業日に郵送でお知らせします。

#### ■目標額の算出方法【目標値120%の例】

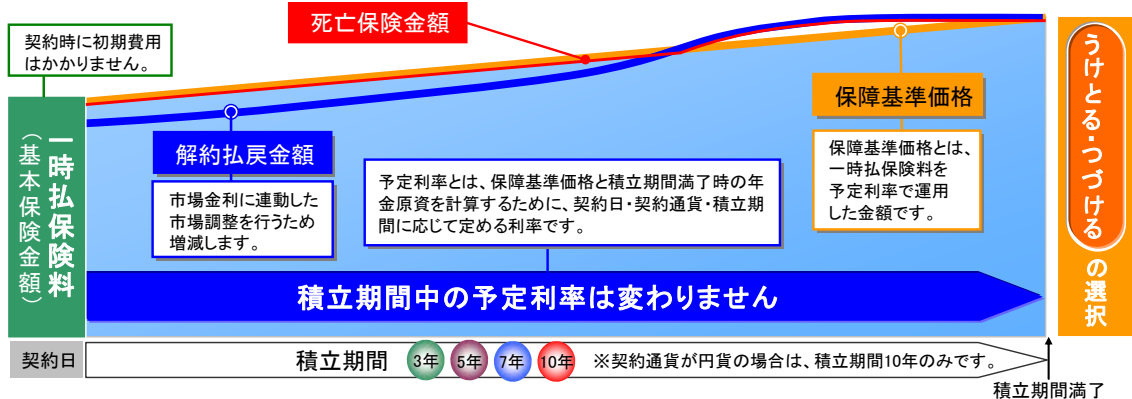
契約日の基本保険金額10万豪ドル、目標値120%、契約日の円入金特約適用レートを80円とします。

#### 目標額

契約日の基本保険金額10万豪ドル × 契約日の円入金特約適用レート80円 × 目標値120% = 960万円

■解約払戻金の円換算額が、目標額960万円に達した場合にお知らせします。

### 《イメージ図》



### うけとる・つづける

3つのプランからご選択いただけます。

#### ■受取プラン

積立期間満了時に年金でお受取りもしくは年金原資を一括でお受取りいただけます。

#### ■据置プラン

年金支払開始日を1年きざみで繰延べることで、いつでも年金の受取を開始できます。

#### ■継続プラン

利率更改特約を付加することにより、年金支払開始日を変更し、運用を継続することができます。

### 予定利率の上乗せ

基本保険金額が15万米ドル、15万豪ドル、15万ユーロ以上かつ積立期間が10年以上の契約については、予定利率に0.15%上乗せした利率を適用します。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金等を保証するものではありません。

※商品の詳細(商品概要)につきましては、次ページ以降をご参照ください。

＜円貨目標達成お知らせサービスに関するご注意＞

- 「円貨目標達成お知らせサービス」は、目標達成した案内を通知するのみで、引続き契約通貨での運用を継続します。したがって、目標達成後も市場調整ならびに為替変動の影響を受けます。
- この「お知らせサービス」は、年金支払開始日の前日までの期間で一回限りとなります。
- 契約通貨が円貨の場合は、「お知らせサービス」をご利用いただくことはできません。

## 「アテナⅡ」商品概要

契約通貨	米ドル	豪ドル	ユーロ	
積立期間	3年、5年、7年、10年			
基本保険金額(一時払保険料)				
最低	円入金特約を付加した場合	2万米ドル(1米ドル単位)	2万豪ドル(1豪ドル単位)	2万ユーロ(1ユーロ単位)
	75歳以下	500万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額	750万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額	500万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額5億円のいずれか低い金額
最高(*)	76歳以上	100万米ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	150万豪ドル、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額	100万ユーロ、もしくは契約日時点の円換算額1億円のいずれか低い金額
	円入金特約を付加した場合	【75歳以下】5億円 【76歳以上】1億円		
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢です。積立期間によって異なります。)				
	3年	0~87歳		
	5年	0~85歳		
	7年	0~83歳		
	10年	0~80歳		
年金受取人	被保険者もしくは契約者			
契約日(予定利率適用日)	当社所定の口座への着金日が契約日となり、この日の予定利率を適用します。			
年金支払開始日	被保険者の年齢が90歳までに年金のお受取りを開始する必要があります。			
年金種類				
年金種類と年金支払開始年齢の範囲	確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年) : 3歳~90歳 年金総額保証付終身年金 : 50歳~90歳 保証期間付終身年金(保証期間:5、10、15年) : 50歳~90歳 保証期間付夫婦年金(保証期間:5、10、15年) : 50歳~90歳 ※確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金」は、年金支払請求に関するご案内の書面が到着した後にご選択いただけます。			
保険料の払込方法	一時払いのみ			
クーリング・オフのお取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。			
付加できる主な特約	円入金特約	一時払保険料を円貨で入金することができます。		
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。		
		契約通貨	払込通貨	
		米ドル	豪ドル	
		豪ドル	米ドル	
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金または一部引出金等を円貨で受取ることができます。		
遺族年金支払特約	年金受取人 : 死亡保険金受取人 年金種類 : 確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年)			
利率更改特約	契約日から年金支払開始日までの期間と同じ期間、運用を継続することができます。			
	繰下げ期間	3年、5年、7年、10年		
	継続可能年齢	被保険者の年齢が90歳まで継続できます。		
通貨の転換	この特約の付加を申し出るときに他の通貨に転換できます。			
年金支払開始日の繰延べ	年金の支払開始日を繰延べることができます。			
繰延べ期間	1年刻み			
繰延べ可能年齢	被保険者の年齢が90歳まで繰延べできます。			
通貨の転換	繰延べを申し出るときに他の通貨に転換できます。			
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出すことができます。			
一部引出時期	毎年の契約応当日			
一部引出金額	一時払保険料×契約時の予定利率			
一部引出時の通貨	契約通貨にてお受取り。(円支払特約の付加により円貨でのお受取りが可能です。)			

(\*)契約日における被保険者の満年齢により異なります。

※ 同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の通貨選択型個人年金保険・円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険・利率更改型終身保険(通貨選択型)のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

## 「モニターニュ II」商品概要

契約通貨	米ドル	豪ドル	ユーロ	日本円	
積立期間	3年、5年、7年、10年			10年	
基本保険金額(一時払保険料)					
最低	円入金特約を付加した場合	200万円以上(100円単位)			200万円(100円単位)
	円入金特約を付加した場合	2万米ドル (1米ドル単位)	2万豪ドル (1豪ドル単位)	2万ユーロ (1ユーロ単位)	
最高 (*)	75歳以下	500万米ドル、 もしくは契約日時点 の円換算額5億円の いずれか低い金額	750万豪ドル、 もしくは契約日時点 の円換算額5億円の いずれか低い金額	500万ユーロ、 もしくは契約日時点 の円換算額5億円の いずれか低い金額	5億円
	76歳以上	100万米ドル、 もしくは契約日時点 の円換算額1億円の いずれか低い金額	150万豪ドル、 もしくは契約日時点 の円換算額1億円の いずれか低い金額	100万ユーロ、 もしくは契約日時点 の円換算額1億円の いずれか低い金額	1億円
	円入金特約を付加した場合	【75歳以下】5億円 【76歳以上】1億円			
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢です。積立期間によって異なります。)					
	3年	0～87歳			お取り扱い いたしません。
	5年	0～85歳			
	7年	0～83歳			
	10年	0～80歳			
年金受取人	被保険者もしくは契約者				
契約日(予定利率適用日)	当社所定の口座への着金日が契約日となり、この日の予定利率を適用します。				
年金支払開始日	被保険者の年齢が90歳までに年金のお受取りを開始する必要があります。				
年金種類					
年金種類と年金支払開始年齢の範囲	確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年) : 3～90歳 年金総額保証付終身年金 : 50歳～90歳 保証期間付終身年金(保証期間:5、10、15年) : 50歳～90歳 保証期間付夫婦年金(保証期間:5、10、15年) : 50歳～90歳 ※確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 ※「保証期間付夫婦年金」は、年金支払請求に関するご案内の書面が到着した後にご選択いただけます。				
保険料の払込方法	一時払いのみ				
クーリング・オフのお取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。				
付加できる主な特約	円入金特約	一時払保険料を円貨で入金することができます。			
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。			
		契約通貨	払込通貨		
		米ドル	豪ドル		
	豪ドル	米ドル			
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金または一部引出金等を円貨で受取ることができます。			
遺族年金支払特約	年金受取人 : 死亡保険金受取人 年金種類 : 確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年)				
利率更改特約	契約日から年金支払開始日までの期間と同じ期間、運用を継続することができます。				
	繰下げ期間	3年、5年、7年、10年(契約通貨が円貨の場合は、10年のみです。)			
	継続可能年齢	被保険者の年齢が90歳まで継続できます。			
通貨の転換	この特約の付加を申し出るときに他の通貨に転換できます。				
年金支払開始日の繰延べ	年金の支払開始日を繰延べることができます。				
繰延べ期間	1年刻み				
繰延べ可能年齢	被保険者の年齢が90歳まで繰延べできます。				
通貨の転換	繰延べを申し出るときに他の通貨に転換できます。				
一部引出機能	毎年、運用収益分のうち、一部引出金額を解約控除なしに引出することができます。				
一部引出時期	毎年の契約応当日				
一部引出金額	一時払保険料×契約時の予定利率				
一部引出時の通貨	契約通貨にてお受取り。(円支払特約の付加により円貨でのお受取りが可能です。)				

(\*)契約日における被保険者の満年齢により異なります。

※ 同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の通貨選択型個人年金保険・円建終身移行特約付通貨選択利率更改型終身保険・利率更改型終身保険(通貨選択型)のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ■為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金および一部引出金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合、為替相場の変動により、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### ■市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

### ■予定利率について

ご契約時に適用される予定利率は、契約日・契約通貨・積立期間により異なります。また、市場金利の影響で予定利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の予定利率をご確認ください。(ご契約後は予定利率は変わりません。)

### ■お客さまにご負担いただく費用について (この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。)

#### ●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

#### ●保険期間中にご負担いただく費用

積立期間中に適用される予定利率は、指標金利である公社債の金利の平均値の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この公社債の金利は通貨および積立期間によって異なります。

#### ●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと、保険金等を円貨で受取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。
  - 円入金特約により、円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して 50 銭を加えたレートとなります。
  - 外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で一時払保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは、 $(\text{契約通貨の仲値(TTM)} + 25 \text{ 銭}) \div (\text{払込通貨の仲値(TTM)} - 25 \text{ 銭})$  で計算されたレートとなります。
  - 円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して 50 銭を差引いたレートとなります。

#### ●年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。

#### ●解約時にご負担いただく費用

ご契約時の積立期間および契約日から解約日までの経過年数に応じた所定の解約控除率(最大 9%~1%)を解約日の保障基準価格に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除して払戻金としてお支払いします。

※通貨選択型個人年金保険「ATHENA II (アテナ II)」および「MONTAGNE II (モンターニュ II)」の主な特徴を記載したものです。

詳しくは、各商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※上記商品に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。